

## J S A F 海岸局 加入証明発行申請 手順

1. J S A F 海岸局加入申請書を記入。
2. 所属加盟団体へ、各費用を振込む。(非登録艇は、係留・陸置地の加盟団体へ)

**振込は、「艇名」と「セールNO.」で行って下さい。**

- (1) 加入証明発行手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ¥ 3,000 -
- (2) 海岸局加入登録料 J S A F 登録艇は... ..無料。  
(継続時は不要\*) 非登録艇は... .. ¥ 10,000 -
- (3) 海岸局利用料# J S A F 登録艇は... .. ¥ 10,000 -  
非登録艇は... .. ¥ 50,000 -

(5年分一括前納 #中途退会時には返却しません。)

合計 登録艇 ¥13,000 - 非登録艇 ¥63,000 -

(\*免許期間5年を経過後継続加入する、もしくは期間中の再申請時は、登録料は不要。  
つまり継続時は、登録艇13,000 -、非登録艇53,000 -となる。)

3. 「加入証明発行申請書」「加入証明発行申請手数料 振込通知書」計2枚を、所属加盟団体 安全通信委員会へFAX。「手数料振込通知書」には、金融機関の「振込利用明細」を貼付する。
4. 同時に、J S A F 外洋本部 通信委員会へ「申請書本紙」を郵送。  
J S A F 安全通信委員会 宛  
〒150 0041 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育館  
電話03 3481 2357 FAX03 3481 0414
5. 申請受付後、支部からの連絡を受けて、本部が加入証明を発行、申請書最下欄の送付先へ「加入証明書」が郵送される。その他の申請書類と共に開局申請を行う。
6. 船舶局が免許され、開局へ。
7. 「免許状コピー」を、外洋本部 通信委員会へ郵送。  
送付がないと、海岸局名簿への登録ができず、海岸局との通信に支障がでます。
8. 運用開始。  
「通信の手引き」を参考にして下さい。  
同手引きは、FAXサービスとホームページ(予定)に掲載してあります。

以上

(申請者用)

= 船舶局免許は有効期間 5 年です。継続運用する場合は手続きが必要です。 =  
本紙は海岸局加入申請者が、加盟団体事務局への申込みの際に、FAX 送付状とするものです。

**Fax To : 外洋東京湾 安全通信委員会 御中**  
( F A X : 047-449-3331 )

**振込は、「艇名」と「セールNO.」で行って下さい。**

送 信 者 : \_\_\_\_\_ 連絡先電話 : \_\_\_\_\_  
申請 艇名 \_\_\_\_\_ セール NO. \_\_\_\_\_

**加入証明発行申請 手数料 振込通知書**

下記の通り、J S A F 海岸局加入証明申請手数料他を払い込みましたので、利用明細コピー、申請書と共に  
F A X 致しますので、手配をお願い致します。なお申請書本紙は、J S A F 通信委員会へ送付し、改めて（開局時に）  
「船舶局免許状コピー」を同所へ送付することと致します。

送金額； 加入証明発行手数料・..... ¥ 3 , 0 0 0 -  
海岸局加入登録料 J S A F 登録艇は..... 無料。  
( 継続時は不要 \* ) 非登録艇は..... ¥ 1 0 , 0 0 0 -  
海岸局利用料 J S A F 登録艇は..... ¥ 1 0 , 0 0 0 -  
非登録艇は..... ¥ 5 0 , 0 0 0 -  
( 5 年分一括前納、#中途退会時には返却しません。 )  
合計 登録艇 ¥ 1 3 , 0 0 0 - 非登録艇 ¥ 6 3 , 0 0 0 -

( \* 免許期間 5 年を経過後継続加入する、もしくは期間中の再申請時は、登録料は不要。  
つまり継続時は、登録艇 1 3 , 0 0 0 -、非登録艇 5 3 , 0 0 0 - となる。 )

振込口座 京葉銀行二和向台支店 口座名 J S A F 東京湾  
口座番号 普通 7287791

申請書本紙 / 開局時 船舶局免許状送付先；

J S A F 安全通信委員会

〒 1 5 0 0 0 4 1 東京都渋谷区神南 1 - 1 - 1 電話 0 3 3 4 8 1 2 3 5 7 FAX 0 3 3 4 8 1 0 4 1 4

**以下銀行利用明細（振込票）貼り付け欄**

- ここに払込<利用明細>を貼付の上、所属支部通信委員会へFAXして下さい。  
FAX 戴くのは、「本 通知書紙」と「加入証明書発行申請(書)」の 2 枚です。  
なお申請書本紙は、本部通信委員会まで郵送下さい。
- また忘れずに開局時には船舶局免許状を本部通信委員会にFAX下さい。  
送付が無いと海岸局加入名簿への登録が出来ず、海岸局との通信に支障が出ます。